住所　静岡市葵区吉野町７番15―20Ｃ号
ディゾンラカンラレ・ジュンヤ　平成９年８月31日生
住所　群馬県太田市東矢島町1135番地７
金英順　昭和36年２月１日生
住所　東京都北区赤羽北２丁目15番１―1234号
劉洪柳　昭和58年４月４日生
住所　東京都杉並区下高井戸３丁目14番５号
張麗群　昭和35年５月15日生
楊亮　平成７年４月19日生
住所　東京都文京区千石３丁目17番４―601号
邵瀚　昭和34年７月15日生
邵裕志　平成５年５月１日生
住所　東京都豊島区南大塚２丁目26番11―1003号
趙慧　昭和54年７月20日生
住所　千葉県山武市松尾町猿尾520番地１
ティアガーン・オガワ　昭和55年10月19日生
住所　横浜市港北区日吉本町５丁目64番１号
張玉鳳　昭和51年２月５日生
住所　奈良市狐塚町16番地５
金富在　昭和43年２月６日生
住所　大阪市東淀川区西淡路４丁目１番30―701号
陳博　平成２年８月28日生
住所　東京都板橋区赤塚３丁目14番35号
金梨紗　平成元年10月26日生
住所　千葉県八千代市八千代台南３丁目25番41号
李徳禧　昭和36年１月15日生
住所　兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目14番14号
金東建　昭和34年２月26日生
住所　兵庫県芦屋市東山町23番13号
崔鶴資　昭和39年10月29日生
住所　兵庫県明石市大久保町八木503番地
張貞宏　昭和56年２月22日生

○外務省告示第三百十七号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、別表中欄の日に行われた口上書の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十七年九月十七日

外務大臣　岸田　文雄

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
キリノッチ上水道復旧計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文（平成二十四年三月六日付け）	平成二十七年八月十四日	平成三十年一月三十一日

住所　埼玉県新座市野寺４丁目11番16―502号
楊玉琴　平成元年12月28日生
住所　埼玉県蕨市北町３丁目４番31号
王芸琳　平成元年５月３日生
住所　埼玉県所沢市緑町４丁目48番21号
リサペツ・カルマ・ムラシマ　昭和43年12月10日生
住所　大阪市福島区吉野３丁目７番14号
洪寿英　昭和59年７月24日生
住所　大阪市中央区瓦屋町２丁目17番５号
楊敏　昭和59年１月２日生
住所　大阪市生野区巽南５丁目６番24号
巽淑子　昭和38年11月16日生
李英恵　平成８年９月24日生
住所　大阪府門真市柳町６番20号
崔奕　昭和55年５月５日生
崔舜　平成21年11月22日生
崔煌驕　平成26年２月４日生
住所　大阪市住之江区新北島７丁目４番47号
金健太郎　昭和52年８月24日生
金洸太　平成25年８月23日生
住所　大阪市阿倍野区橋本町８番23号
呉里沙　昭和59年９月17日生
住所　大阪市生野区**巽**北３丁目７番８号
高貞美　昭和61年10月22日生
高愛美　平成２年３月９日生
住所　大阪市西淀川区姫里２丁目16番32号
高奎鎬　昭和16年11月15日生
梁秀芳　昭和25年12月20日生
住所　大阪市西淀川区姫里２丁目２番35号
高容子　昭和43年９月25日生
住所　大阪市淀川区東三国６丁目19番８―601号
呉一成　昭和62年11月４日生
呉泰成　平成元年７月15日生

○外務省告示第三百十八号

平成二十七年八月三十一日にスバで、中波ラジオ放送復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　中波ラジオ放送復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与限度額　八億六千五百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年四月三十日まで
4　署名者

日本側　花谷卓治在フィジー大使
フィジー側　ジョサイア・ヴォレンゲ・バイニマラマ首相

平成二十七年九月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百十九号

平成二十七年九月一日にグアテマラで、グアテマラ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がグアテマラ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　二億円
3　署名者

日本　側　川原英一在グアテマラ大使
グアテマラ側　カルロス・ラウル・モラレス外務大臣

平成二十七年九月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十号

平成二十七年九月二日にポルトープランスで、クロワ・デ・ﾊﾂｼｮﾝ橋梁（りょう）及び新線橋梁（りょう）架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がハイチ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　クロワ・デ・ﾊﾂｼｮﾝ橋梁（りょう）及び新線橋梁（りょう）架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与限度額　三十六億七千二百万円
3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで
4　署名者

日本側　田村勝義在ハイチ大使館大使
ハイチ側　ルネル・ルノー外務・宗務大臣

平成二十七年九月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十一号

平成二十七年九月三日にカイロで、円借款の供与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の平成十八年四月三十日付けの交換公文に従ってエジプト・アラブ共和国政府に供与されることになった大エジプト博物館建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がエジプト・アラブ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十年九月八日まで延長される旨の口上書の交換が、エジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

平成二十七年九月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○文化庁告示第五十七号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十七年九月七日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十七年九月十七日

文化庁長官　青柳　正規

川口朗読奉仕の会